7　生涯現役コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　六十五歳以上の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）でない求職者（職場適応訓練受講求職者ではないものに限る。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（生涯現役コース奨励金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、一年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ～ヘ　（略）

二　（略）

8　（略）

9　生活保護受給者等雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する者（六十五歳未満の求職者であつて、職場適応訓練受講求職者でなく、かつ、支援期間中に雇用された者に限る。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（生活保護受給者等雇用開発コース助成金の支給に関し職業安定局長が定める条件に同意し、職業安定局長が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(1)　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者（(3)において「被保護者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(i)　都道府県、市（特別区を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所を設置する町村（(2)において「都道府県等」という。）が就労の支援に関して都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づく要請を行い、公共職業安定所が一定期間職業紹介、職業指導等の支援（以下このイにおいて「公共職業安定所の就労支援」という。）を行つた者であつて、当該公共職業安定所の就労支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの

(ii)　生活保護法第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業（(iii)及び(3)において「被保護者就労支援事業」という。）の対象者であつて、当該支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの

(iii)　（略）

(2)　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者（都道府県等が同条第二項第三号に規定する計画の作成を行つた者（当該計画について、生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）第一条の規定に基づき当該計画に記載された達成時期が到来していない者に限る。）に限る。(3)において「生活困窮者」という。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(i)　（略）

(ii)　生活困窮者自立支援法第三条第二項第一号に規定する事業（就労の支援に関する事業に限る。以下このイにおいて同じ。）の対象者であつて、当該事業による支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの

(iii)　（略）

7　生涯現役コース奨励金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　六十五歳以上の被保険者（日雇労働被保険者を除く。）でない求職者（職場適応訓練受講求職者ではないものに限る。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（生涯現役コース奨励金の支給に関し職業安定局長及び人材開発統括官が定める条件に同意し、職業安定局長及び人材開発統括官が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、一年以上継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ～ヘ　（略）

二　（略）

8　（略）

9　生活保護受給者等雇用開発コース助成金は、第一号に該当する事業主に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　次のいずれかに該当する者（六十五歳未満の求職者であつて、職場適応訓練受講求職者でなく、かつ、支援期間中に雇用された者に限る。）を、公共職業安定所又は職業紹介事業者等（生活保護受給者等雇用開発コース助成金の支給に関し職業安定局長及び人材開発統括官が定める条件に同意し、職業安定局長及び人材開発統括官が定める標識を事務所の見やすい場所に掲示している者に限る。）の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

(1)　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第六条第一項に規定する被保護者であつて、次のいずれかに該当するもの

(i)　都道府県、市（特別区を含む。）又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所を設置する町村（(2)において「都道府県等」という。）が就労の支援に関して都道府県労働局又は公共職業安定所と締結した協定に基づく要請を行い、公共職業安定所が一定期間職業紹介、職業指導等の支援（(iii)及び(2)(iii)において「公共職業安定所の就労支援」という。）を行つた者であつて、当該公共職業安定所の就労支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの

(ii)　生活保護法第五十五条の七第一項に規定する被保護者就労支援事業（(iii)において「被保護者就労支援事業」という。）の対象者であつて、当該支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの

(iii)　（略）

(2)　生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第三条第一項に規定する生活困窮者（都道府県等が同条第二項第三号に規定する計画の作成を行つた者（当該計画について、生活困窮者自立支援法施行規則（平成二十七年厚生労働省令第十六号）第一条の規定に基づき当該計画に記載された達成時期が到来していない者に限る。）に限る。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(i)　（略）

(ii)　生活困窮者自立支援法第三条第二項第一号に規定する事業（就労の支援に関する事業に限る。以下この(2)において同じ。）の対象者であつて、当該事業による支援を受けた期間が雇入れの日において三箇月を超えるもの

(iii)　（略）